

## 受領書の記載事項

ストックヤード運営事業者登録規程第 11 条および「ストックヤード運営事業者登録規程の補足説明及び運用について」による

### (1) 搬入元に交付する受領書

- ① 土砂を搬入したストックヤードの名称及び所在地
- ② スtockヤード運営事業者の商号又は名称(個人である場合にあっては、その者の氏名)
- ③ 土砂の搬入元の名称(搬入元が工事現場である場合にあっては、建設工事の名称)及び所在地
- ④ 土砂の搬入量
- ⑤ 土砂の搬入が完了した日
- ⑥ 土砂の利用種別(盛土利用等又は一時堆積の別)

### (2) 搬出先に交付を求める受領書

- ① 搬出先の名称(搬出先が工事現場である場合にあっては、建設工事の名称)及び所在地
- ② 搬出先の管理者の商号、名称又は氏名
- ③ 土砂を搬出したストックヤードの名称及び所在地
- ④ 土砂の搬出量
- ⑤ 土砂の搬出先への搬出が完了した日
- ⑥ 土砂の利用種別(盛土利用等又は一時堆積の別)

なお、受領書は建設発生土の搬出先を事後的に確認できるようにするための証明資料であり、搬出元と搬出先が同一の管理者である場合には、搬出先に搬出したことを証する書面(土砂搬出及び受領証明書)を作成し受領書と見なすものとする。